

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜日）	担当課 係 名	電 話 （内 線）	発表者名 （担当）	配布機関
1／9 （火）	中播磨県民センター 姫路土木事務所 建設業課	079-281-9562	まちづくり参事 藤本 成人 （建設業課長 吉田 浩法）	中播磨定例記者 懇談会メンバー

宅地建物取引業者に対する監督処分について

株式会社井寄不動産の宅地建物取引業法（以下「法」という。）違反について、兵庫県中播磨県民センターは、令和5年12月20日、同社に対し、法に基づく監督処分を行いました。

記

1 処分内容

法第66条第1項に基づく免許の取消し

2 処分理由

株式会社井寄不動産に対して、令和5年9月4日付けで15日間の業務停止処分（令和5年9月25日から令和5年10月9日まで）を行ったが、この処分に違反して、当該期間中にインターネット上に物件の広告を掲載していた。

また、上記事実について、法第72条第1項に基づき報告を求めたが、報告を行わなかった。

以上のことは、法第66条第1項第9号に該当する。

（参考）株式会社井寄不動産 代表取締役 井寄 良紀

本店所在地：姫路市北条梅原町1300番地1

免許証番号：兵庫県知事(2)第451502号